

## 第4章 本質的価値

### 第1節 史跡白老仙台藩陣屋跡の本質的価値

#### 1 指定告示文及び調査成果から見る本質的価値

史跡等の本質的価値とは「史跡等の指定に値する枢要の価値」(『マネジメント報告書』)であり、本史跡に関してはいずれも前掲の告示文において示した。しかし、『マネジメント報告書』には「本質的価値の評価の視点には、時間の経過とともに進化する」ことがあり、「調査研究の進展により、史実の新発見又は化学的理論の発展などがあり、新たに本質的価値の評価の対象に加える必要が生じ」る可能性も示されている。

よって本史跡もまた、指定告示文から読み取れる情報（図43「指定告示文から見た本質的価値の分布」参照）に、第3章で整理した指定後の調査から得られた情報を反映させ、本史跡の本質的価値として定める必要がある。

昭和41(1966)年当初の指定告示文では、本史跡が「幕末北辺防備の遺跡」であることに価値が示されている。仙台藩士の蝦夷地出兵は、開国を迫られた徳川幕府が諸外国の蝦夷地進出を危惧したことが背景にあり、それを軍備によって防ごうとした。

白老元陣屋は、我が国が迎えた大きな時代の転換期に、幕府が何を考え、国境地帯である蝦夷地では実際に何が行われていたのかを知る上で欠くことのできない史跡である。同時に、No.4『白老陣屋図』に書き込まれた「照日岡」や、松浦武四郎が紹介する「白老元陣屋十景」は、仙台藩士の蝦夷地警衛にかけた強い意志の表れと思われる。赤松を植えるなど故郷とのつながりを求めた行為からも、幕府から下された蝦夷地出兵の任務の重みを感じ取ることができる。

また、指定告示文では土塁や虎口、藩士の墓地や塩釜神社など、様々な遺構が「今なお見るべきもの」として残されていることが記されており、往時の姿を具体的に見ることのできる点が大きな価値である。さらに、No.15『仙台藩白老陣屋之図』が発見され、第1次環境整備事業で主に参考としたNo.11『白老元御陣屋之圖』などとの比較検討により、遺構の位置関係や構造も明らかとなった。

実際の発掘調査からは、指定告示文で示された建物以外にも御本陣や御勘定所、長屋や稽古屋などの存在が、柱穴の検出によって確認された。絵図面に描かれていながら現存しない外曲輪西側の土塁のように、今後の解明を要する要素はあるものの、地質調査からは曲輪を形成する土塁が極端に壊されておらず、墨裾に20cmから60cmほどの崩落土が埋積されていると判明し、本来の土塁の高さを推察することが可能となった。会所・蝦夷小屋といった白老元陣屋の周辺施設、「麹室」「板蔵」といった調査で確認されていない施設は、現在判明している以上に、本史跡が様々な要素から構成されていた可能性を示している。

さらに、当初告示文には、地理上の理由で勇払から白老に設置場所が移されたこと、海に南面する川沿いにあることなどの地形的特徴が述べられている。昭和51(1976)年の第1次追加指定時の告示文では、「保存上必要な部分」として東西の舌状台地を含めており（図17「史跡指定地の変遷」参照）、この地に元陣屋が築かれることとなった地形環境も重要な価値を持っていることが分かる。

絵図面の比較からも明らかなように、白老元陣屋は設計当初から周辺地形の有効活用に重きを置いていた。山間の限られた用地に対し、土塁や柵列の配置や規模が細やかに検討され、河川から堀割への取水の方法にも検討を重ねた。その一方、どの絵図面でも東西舌状台地の先端に大手を揃えており、地形と一体化した堅牢な拠点を造営する、一貫した姿勢があつたことを示している。

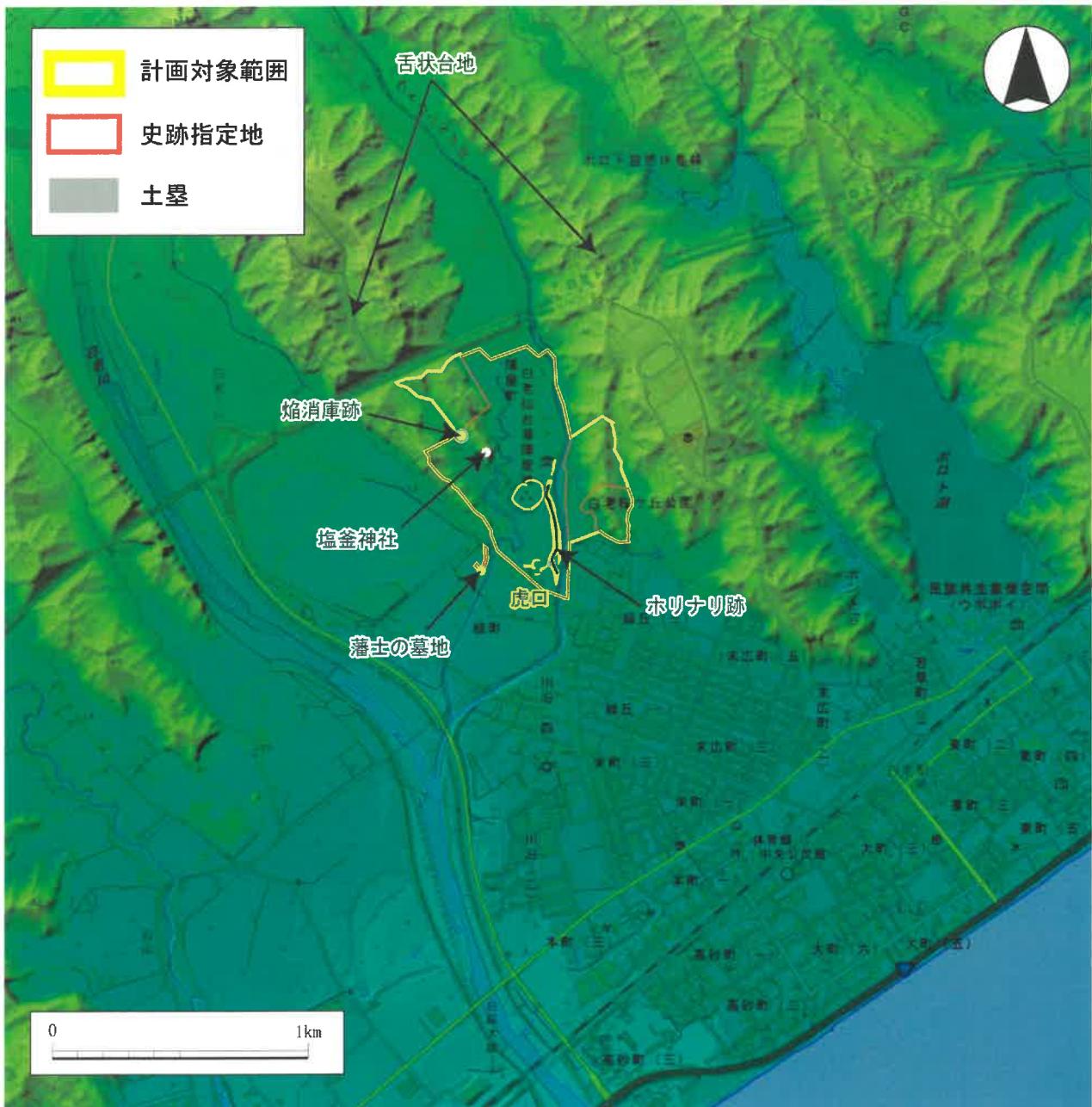


図43 指定告示文から見た本質的価値の分布

## 2 史跡白老仙台藩陣屋跡の本質的価値

指定告示文で示された価値に指定後の調査で判明した事実を加え、本史跡の本質的価値とその理由を次のとおり整理する。

### (1) 幕末北辺防備の遺跡

本史跡は幕末の転換期における情勢を物語る遺跡である。幕政を搖るがす黒船の来航により、仙台藩士は蝦夷地太平洋岸の広範囲を警衛するよう下命された。幕府による蝦夷地直轄や防備のための藩士出兵は過去にも行われたが、蝦夷地全域に陣屋を築くような事態は初めてであったことから、当時の緊迫した情勢が想像される。

藩士たちは白老元陣屋の造営と同時に、国元から武功に縁が深い神社を勧請した。軍事訓練などと同様に神事を生活のサイクルへ組み込み、故郷の習慣を維持しようとした。安政6(1859)年

に白老などが仙台藩領に認められた時には、神社に灯籠を奉納して任務の達成を祈った。また、曲輪内外に植えた馴染み深い赤松も、異郷における日常の精神的な支えになったと思われる。前例の無い幕政の危難を受けて始まった、国元と異なる厳しい環境下における任務は、藩士たちへの精神面への配慮も含みながら、戊辰戦争が勃発するまでの12年間にわたり続けられた。

このように本史跡は、黒船来航が幕府に与えた影響の大きさや、戊辰戦争に至る動乱の様子に加え、仙台藩士たちが体験した労苦にも触れることができる、全国的にも極めて重要な歴史的価値を有していると言える。

#### (2) よく残る遺構

白老元陣屋は統括機能や指示機能を集中させた内曲輪と、藩士たちの居住・訓練の空間である外曲輪とに分けて造営された。内曲輪では中心的な建屋である御本陣を始め、兵糧蔵や御兵具蔵など、重要な施設と位置付けられる全ての建屋跡が確認された。外曲輪の長屋は中心部へ正対して建てられ、小舞い、土間、玄関などを有していたことが明らかとなった。

内曲輪を囲う土塁の外周にはフシコウトカンベツから導水した堀割を配し、外曲輪の東側では土塁の外側にウトカンベツ川を「ホリナリ」として切替えた。これらの人工的な部分が、東西舌状台地の先端に大手を揃えた造りによって天然の地形と一体化し、堅固な守りを実現していたと考えられる。

任務中に没した藩士の墓は、大手御門から南西部にやや離れた位置で現存している。また、往時の建物は失われているが、塩釜神社と愛宕神社が勧請された境内には今も後継の社が立ち、地域住民が維持管理を続けている。

#### (3) 白老元陣屋を定める理由となった自然の要害

仙台藩は蝦夷地出兵に先立つ調査を経て、幕府の当初案と異なる警衛の適地を進言した。白老や勇払の会所は平坦な沿岸に造られた交易の拠点であり、防備のための拠点を造営するには不適切であった。

警衛地の事前調査から防備の問題点を見いたした仙台藩は、沿岸から1.5kmほどの内陸に理想的な立地環境を発見した。白老元陣屋はフシコウトカンベツのほとりを選んで造営され、沿岸方向へ先端を揃える東西の舌状台地が白老元陣屋の守りをより強固なものとした。入念な調査に基づいて選定された本史跡の立地は、開発行為を免れている周辺環境ともあいまって、警衛拠点としての雰囲気をよく残している。

### 第2節 構成要素の特定

#### (1) 白老仙台藩陣屋跡に関わる構成要素

前節の本質的価値を踏まえ、史跡指定地内及び計画対象範囲内に分布する諸要素を図44「計画対象範囲の要素区分」のように分類した。

図44「計画対象範囲の要素区分」は、本史跡を将来へ確実に継承していくため、取扱いの手法や順序を定める基礎となる分類である。本史跡に関わる構成要素は、【A】「本質的価値を表す諸要素」と【B】「本質的価値を表す諸要素以外の諸要素」に大きく分類される。また、【B】「本質的価値を表す諸要素以外の諸要素」は【B-1】「史跡の理解に有効な諸要素」、【B-2】「史跡の保存・活用に有効な諸要素」、【B-3】「その他の諸要素」に細別している。

【A】「本質的価値を表す諸要素」は、本章の第1節で整理したとおり、指定告示から読み取れる遺構や地形のほか、各調査の過程で判明した遺構や地形など、今後も確実な保存と継承を図るべき要素である。

【B-1】「史跡の理解に有効な諸要素」は、本質的価値についてより深い理解を助けること

につながる要素から構成している。ガイダンス施設である元陣屋資料館や本計画の典拠資料である絵図面、本史跡の雰囲気を伝える大手御門及び表御門の立体展示や各建物跡の平面展示、藩士植樹の赤松を後世へ残すために育成する後継樹、史跡指定前から本史跡が地域に根差していた証である塩釜神社や愛宕神社の関連施設、当時の藩士の交流を伝える歌碑などを分類したほか、土砂崩れなどにより流路が不明瞭になっているフシコウトカンベツ跡を含める。

【B-2】「史跡の保存・活用に有効な諸要素」は、昭和44(1969)年以降の第1次環境整備事業により、本史跡の適切な保存・活用を行うために整備した施設などから構成している。史跡指定されていることを示す史跡標柱や史跡境界標、各遺構の概要などを説明する解説板や各施設の配置などを示すサイン類、来訪者が本史跡を安全・快適に活用するための周遊路や東屋などの便益施設を分類している。

【B-3】「その他の諸要素」は、本史跡の保護の観点から今後の取扱いを十分に検討すべき要素から構成している。この中には本史跡の確実な保存を前提にしつつも、所管課との連携・調整の上で取扱うべき要素である道路や河川及び水道施設などの公共物、個人の権益との兼ね合いから調整・合意の上で取扱うべき民家や牧場などの私有財産も含む。このほか、本史跡に本来は植生していない樹木、後に設置されたモニュメント類や塩釜神社麓の土俵跡及び石灯籠、仮設の作業物置、史跡指定地内に設置されていた水路の名残である石橋や用水枡を分類している。

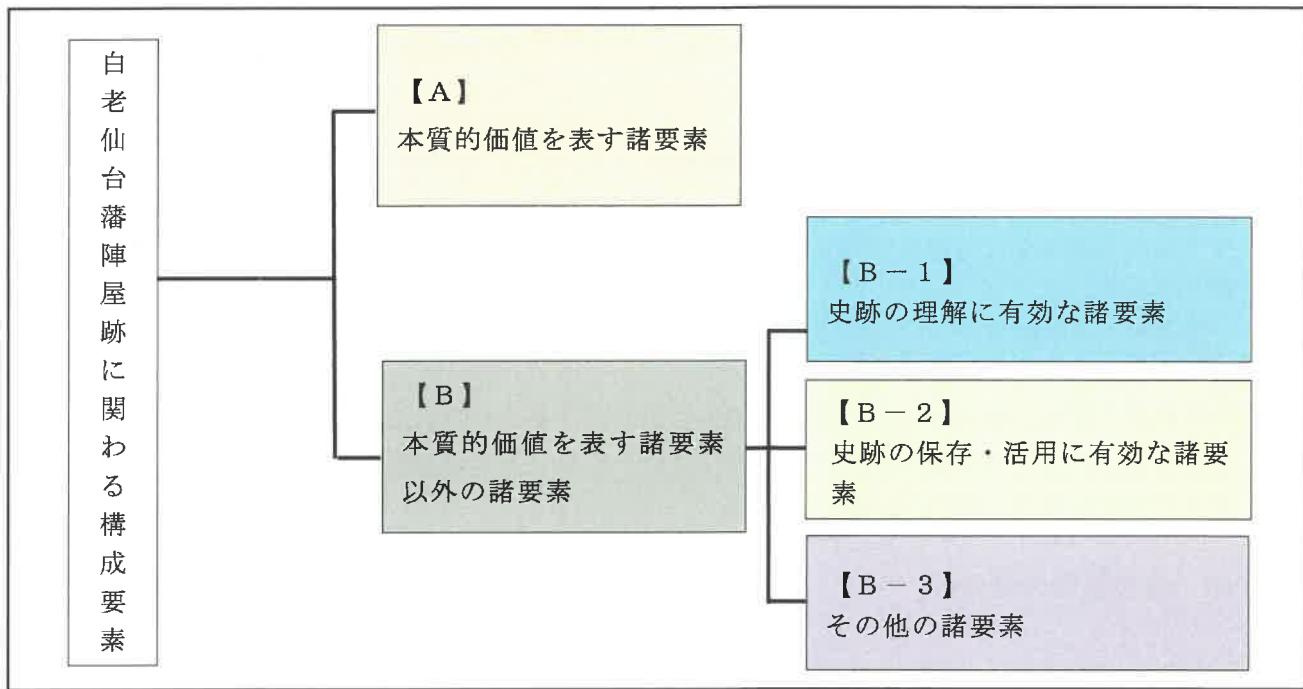


図44 計画対象範囲の要素区分

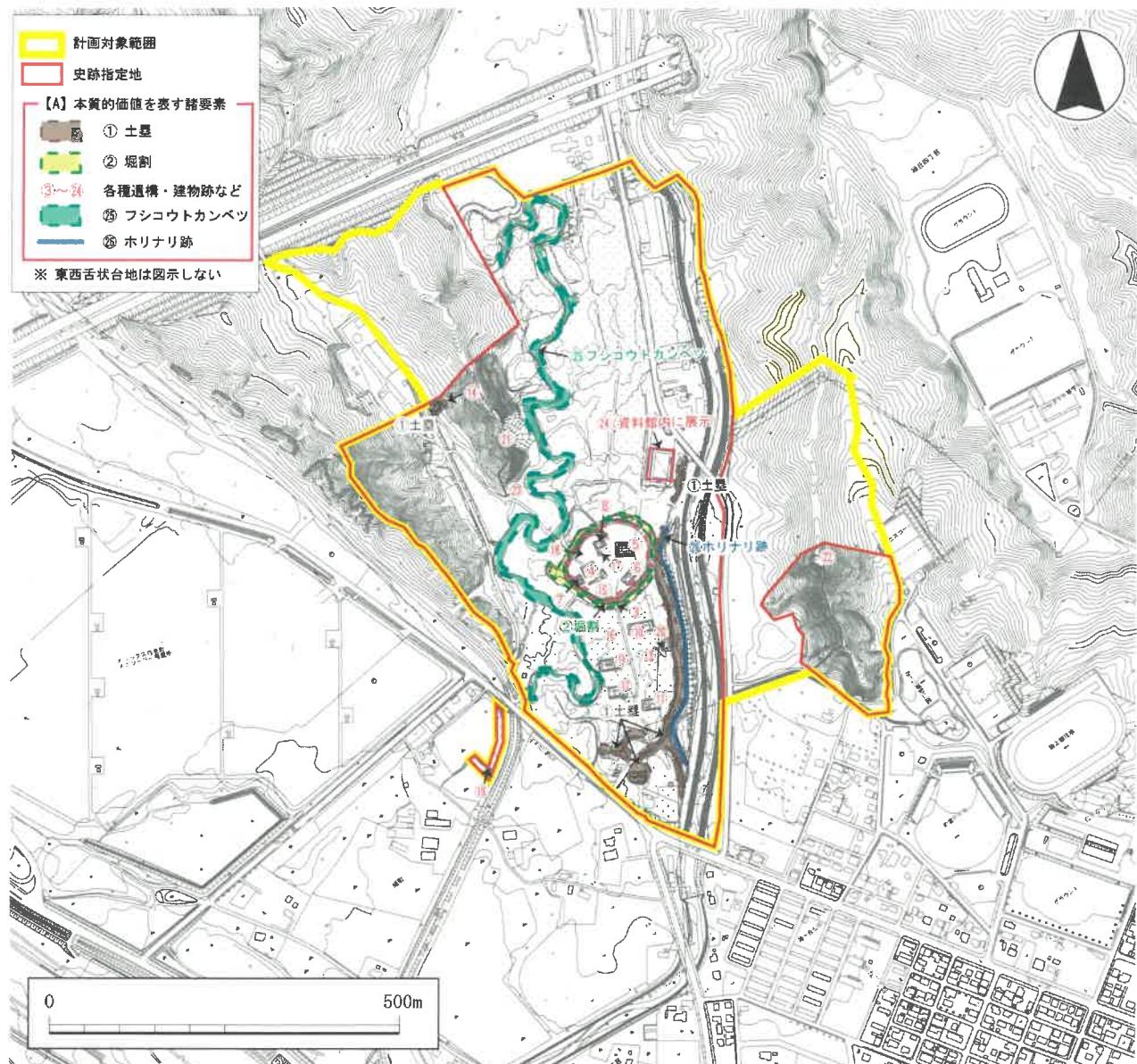


図 45 【A】「本質的価値を表す諸要素」の分布図

表 21 【A】「本質的価値を表す諸要素」の一覧

要素区分	No.	施設など	No.	施設など	No.	施設など
【A】 本質的価値を 表す諸要素	①	・土塁	⑪	・四番長屋跡	㉑	・塩釜神社跡
	②	・堀割	⑫	・五番長屋跡	㉒	・愛宕神社跡
	③	・太鼓橋跡	⑬	・稽古屋跡	㉓	・拝領記念石灯籠 (塩釜神社)
	④	・御本陣跡	⑭	・焰消庫跡	㉔	・拝領記念石灯籠 (愛宕神社)
	⑤	・御勘定所跡	⑮	・御本陣南の建物跡	㉕	・フシコウトカンベツ
	⑥	・兵糧蔵跡	⑯	・二番長屋北の建物跡	㉖	・ホリナリ跡
	⑦	・御兵具蔵跡	⑰	・1号井戸跡	—	・東西舌状台地
	⑧	・御馬屋跡	⑱	・2号井戸跡		
	⑨	・二番長屋跡	⑲	・藩士の墓地		
	⑩	・三番長屋跡	⑳	・藩士植樹の赤松		

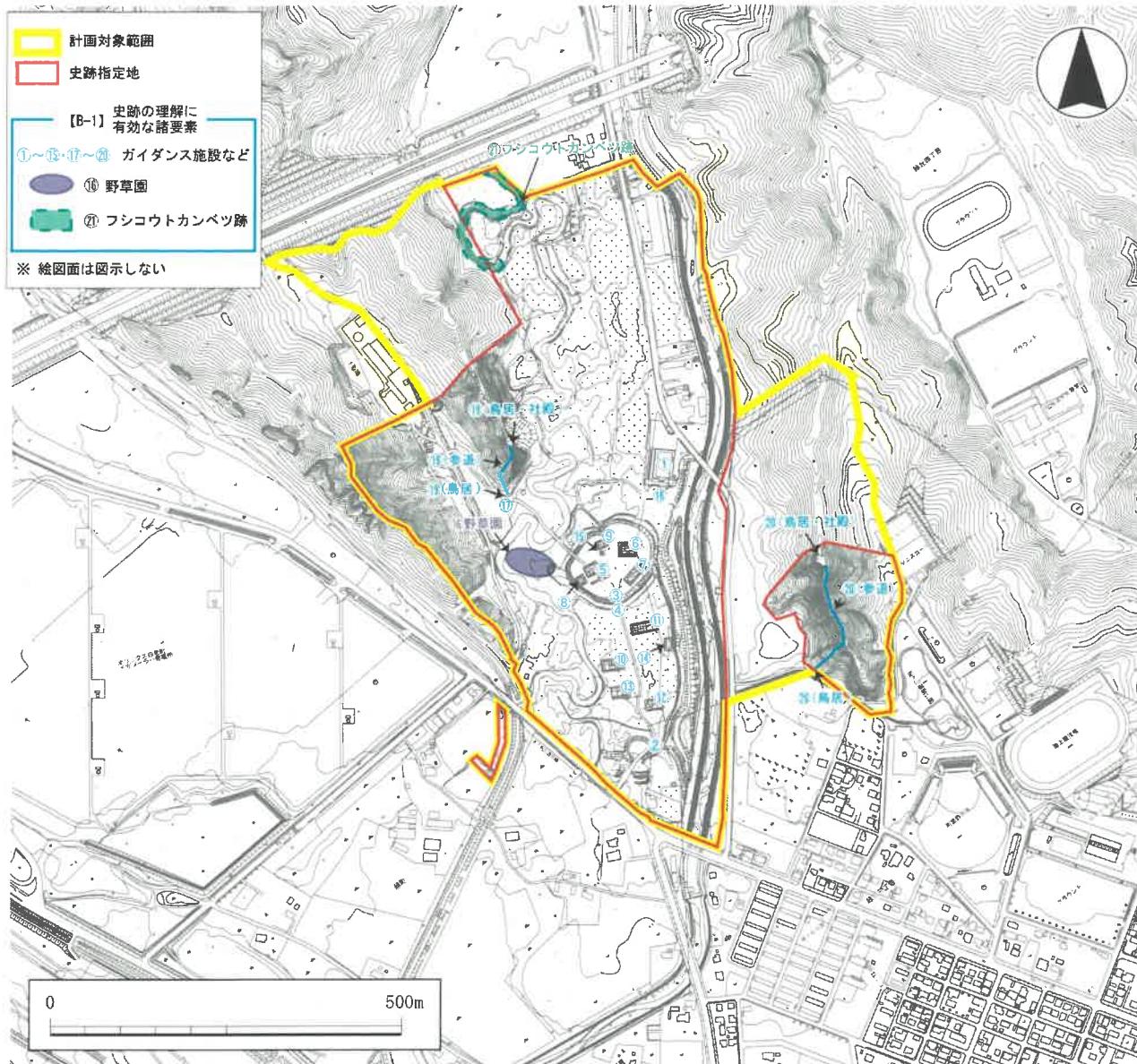


図 46 【B-1】「史跡の理解に有効な諸要素」の分布図

表 22 【B-1】「史跡の理解に有効な諸要素」の一覧

要素区分	No.	施設など	No.	施設など	No.	施設など
【B-1】 史跡の理解に 有効な諸要素	①	・ガイダンス施設（仙台藩白老元陣屋資料館）	⑧	・御兵具蔵の平面展示	⑯	・三好監物歌碑
	—	・絵図面	⑨	・御馬屋の平面展示	⑰	・藩土植樹の赤松の後継樹
	②	・大手御門の立体展示	⑩	・二番長屋の平面展示	⑲	・塩釜神社関連施設
	③	・表御門の立体展示	⑪	・三番長屋の平面展示	⑳	・愛宕神社関連施設
	④	・太鼓橋の立体展示	⑫	・四番長屋の平面展示	㉑	・フシコウトカンベツ跡
	⑤	・御本陣の平面展示	⑬	・五番長屋の平面展示		
	⑥	・御勘定所の平面展示	⑭	・稽古屋の平面展示		
⑦	・兵糧蔵の平面展示	⑮	・1号井戸の平面展示			
		⑯	・野草園			

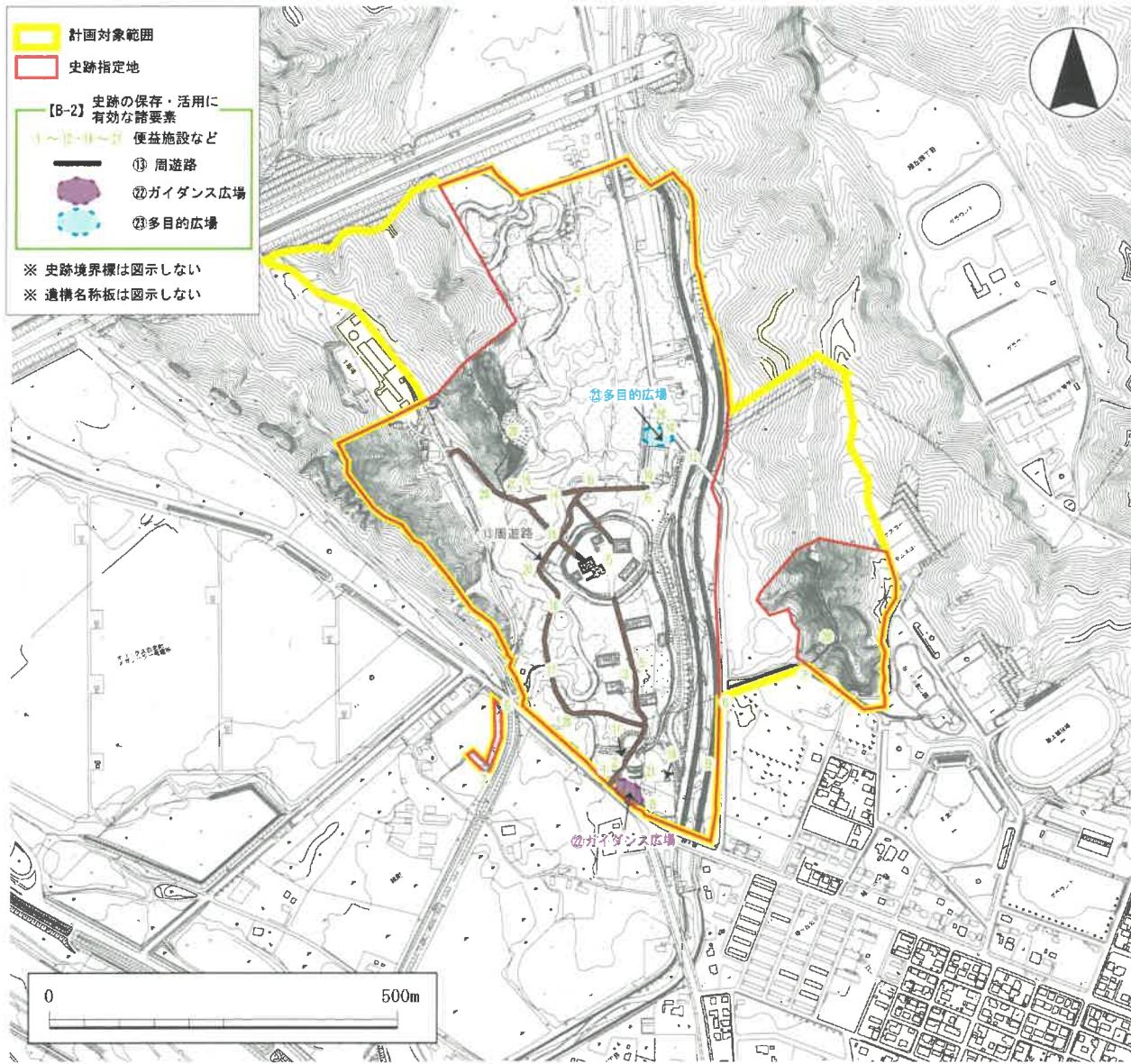


表 23 【B-2】「史跡の保存・活用に有効な諸要素」の一覧

要素区分	No.	施設など	No.	施設など	No.	施設など
【B-2】 史跡の保存・ 活用に有効な 諸要素	①	・史跡標柱	⑧	・史跡誘導看板	⑯	・人道橋（エ）
	—	・史跡境界標	⑨	・元陣屋資料館誘導看板	⑰	・公衆トイレ
	②	・史跡説明板	⑩	・多目的広場入口看板	⑲	・東屋
	③	・散水栓	⑪	・案内板	㉑	・ベンチ
	④	・さく井及び送水ポンプ	⑫	・道路看板	㉒	・水飲み場
	⑤	・概要説明板	⑬	・周遊路	㉔	・ガイダンス広場
	—	・遺構名称板	⑭	・人道橋（ア）	㉕	・多目的広場
	⑥	・方向サイン	⑮	・人道橋（イ）		
	⑦	・遺構解説板	⑯	・人道橋（ウ）		

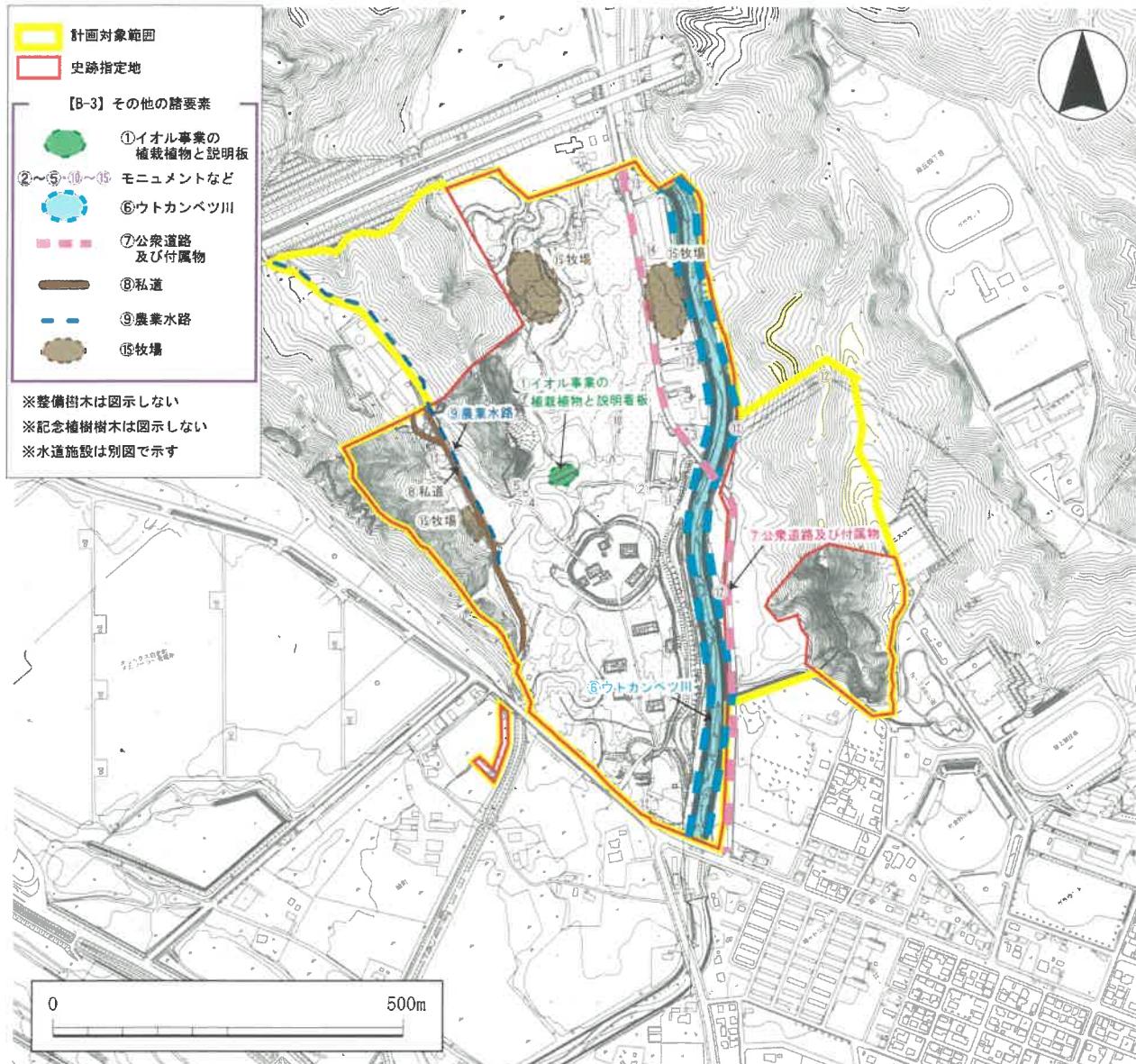


図 48 【B-3】「その他の諸要素」の分布図

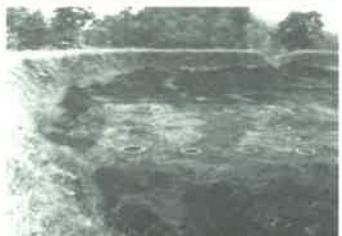
表 24 【B-3】「その他の諸要素」の一覧

要素区分	No.	施設など	No.	施設など	No.	施設など
【B-3】 その他の 諸要素	—	・整備樹木	⑤	・塩釜神社麓の石灯籠	⑪	・用水枊
	—	・記念植樹樹木	⑥	・ウトカンベツ川	⑫	・高圧送電線及び鉄塔
	①	・イオル事業の植栽植物 と説明板	⑦	・公衆道路及び付属物	⑬	・民家
	②	・モニュメント	⑧	・私道	⑭	・整備工場
	③	・作業物置	—	・水道施設	⑮	・牧場
	④	・塩釜神社麓の土俵跡	⑨	・農業水路	⑩	・石橋

(2) 【A】「本質的価値を表す諸要素」

表 25 【A】「本質的価値を表す諸要素」の一覧

要素区分	要素	概要	写真
【A】 本質的 価値 を表す 諸要素	①土壘	内外曲輪、馬出を形成する土壘である。総延長は 835mに及び、内側には武者走りを廻した。外曲輪南端の馬出は円弧状に土壘を築き、虎口を防備していた。本史跡北西部の焰消庫跡にも、土壘が遺存している。	 土壘（虎口）
	②堀割	フシコウトカンベツから導水した内曲輪外周の水堀である。	 堀割
	③太鼓橋跡	内曲輪と外曲輪を画する堀割に架けられていた橋梁であり、南岸で橋台の柵と思われる柱穴が検出されている。	 発掘調査時の写真
	④御本陣跡	内曲輪の中央に位置する御備頭の居宅兼政務を行う施設で、1間廊下で結ばれた2棟の建物からなる。北側の棟は10間×7間半、南側の棟は6間半×3間半であり、広間に南面してコの字型の盛土で囲まれた庭が配置されていた。	 発掘調査時の写真
	⑤御勘定所跡	勘定方などが詰めた施設で、内曲輪の北東側に配置されていた。規模は9間×7間半であった。西側に幅2間、奥行1間の玄関があり、南側には4尺ほどの張出しがあった。統取、役人、作事方、大工方などの部屋があった。	 発掘調査時の写真

要素区分	要素	概要	写真
【A】本質的価値を表す諸要素	⑥兵糧藏跡	内曲輪の南東に位置し、建物は東西2棟に分かれていた。食糧などの貯蔵庫であり、西側の棟には1間×1間間隔の柱穴を検出した。	 発掘調査時の写真
	⑦御兵具藏跡	内曲輪の南西側にあった4間×3間の武器庫で、大砲や火縄銃、弓矢などを格納していた。	 発掘調査時の写真
	⑧御馬屋跡	内曲輪北側の土壘付近にあった5間×3間の建物で、御備頭の使用する馬が飼育されていた。	 発掘調査時の写真
	⑨二番長屋跡	外曲輪北西側にあった徒目付、医師、足軽などの宿舎として建てられた。規模は15間×7間半の建物であり、玄関は東向きに配置されていた。	 発掘調査時の写真
	⑩三番長屋跡	外曲輪北東側に目付、医師、小人目付、貝吹、人足、大筒方などの宿舎として建てられた。18間×7間半の元陣屋最大の建物で、玄関は西側に配置されていた。	 発掘調査時の写真
	⑪四番長屋跡	外曲輪南東側に大筒方と足軽の宿舎として建てられた。12間×7間半の建物で、玄関は西側に配置されていた。	 発掘調査時の写真

要素区分	要素	概要	写真
【A】本質的価値を表す諸要素	⑫五番長屋跡	外曲輪南西側に武頭、与頭留付床頭、足軽などの宿舎として建てられた。12間×7間半の建物で、玄関は東向きに配置されていた。	 発掘調査時の写真
	⑬稽古屋跡	外曲輪東側のほぼ中心に建てられた8間×6間の施設で、弓矢や鉄砲などの訓練を行う的場や馬場も並置されていた。	 発掘調査時の写真
	⑭焰消庫跡	内曲輪から北西に約300m離れた、塩釜神社のある西側舌状台地の北西側の麓にあった。沢の傾斜から平地に至る場所に約20m×2mの規模で楕円形の土壘を巡らし構築した。	 発掘調査時の写真
	⑮御本陣南の建物跡	絵図面により描写の有無が分かれる建物跡であるが、昭和60(1985)年の発掘調査により柱穴を検出している。	 発掘調査時の写真
	⑯二番長屋北の建物跡	絵図面により描写の有無が分かれる建物跡であるが、昭和60(1985)年の発掘調査により柱穴を検出し、陶磁器や鉄製品及び炭火物などの遺物が出土している。	 発掘調査時の写真
	⑰1号井戸跡	1号井戸は内曲輪中央よりやや北寄りにあり、井戸枠は内径1.7mの円形で、底までの深さは約3.4mであった。現在は地下保存の上、平面展示を行っている。	 発掘調査時の写真

要素区分	要 素	概 要	写 真
【A】本質的価値を表す諸要素	⑯ 2号井戸跡	2号井戸は1号井戸の西方 22mに位置し、井戸枠は内法 1.4mの正方形で、井戸底までの深さは 3.7mであった。現在は地下保存を行っている。	 発掘調査時の写真
	⑰ 藩士の墓地	明治 39(1906)年に結成の「青葉会」により、本史跡の南西部に集約された。11基の墓石のうち 6基が白老元陣屋の警衛期のものである。墓地を囲う土塁も「青葉会」によって整備されており、墓石はその縁に沿って円形に並べられている。	 藩士の墓地
	㉑ 藩士植樹の赤松	白老元陣屋を構築した際、仙台藩士が苗木で持ち込み、曲輪内外に植栽した。現在は外曲輪に 1 本のみ残っており、樹齢 160 年を超え、北海道最古級とも言われる。	 藩士植樹の赤松
	㉒ 塩釜神社跡	海上守護、武徳神として信仰を集める神社であり、安政 3 (1856)年に仙台から勧請され、西側舌状台地の上に社が建てられた。	 塩釜神社跡
	㉓ 愛宕神社跡	仙台城下の鎮守神として信仰を集め神社であり、安政 3 (1856)年に仙台から勧請され、東側舌状台地の上に社が建てられた。	 愛宕神社跡
	㉔ 拝領記念石灯籠 (塩釜神社)	白老などの警衛地が仙台藩領となつたことを記念し、文久元(1861)年に3代目御備頭の氏家秀之進らが塩釜神社へ奉納した。	 拜領記念石灯籠 (塩釜神社)

要素区分	要素	概要	写真
【A】本質的価値を表す諸要素	㉔拝領記念石灯籠 (愛宕神社)	白老などの警衛地が仙台藩領となつたことを記念し、文久元(1861)年に3代目御備頭の氏家秀之進らが愛宕神社へ奉納した。	 拝領記念石灯籠 (愛宕神社)
	㉕フシコウトカンベツ	内曲輪外縁の堀割へ導水していた河川であり、曲輪の西側を蛇行しながら流れている。	 フシコウトカンベツ
	㉖ホリナリ跡	仙台藩士たちがウトカンベツ川を切替えて造成した堀割である。當時帯水した状態で、保存状態も良好なまま残されている。	 ホリナリ跡
	東西舌状台地	本史跡の東西を挟む、標高 80m 前後の丘陵であり、海岸方向の南方に先端を揃えている。 西側の舌状台地は崩落防止のため、昭和 54(1979)年に治山工事を実施した。	 西側舌状台地  東側舌状台地

(3) 【B】本質的価値を表す諸要素以外の諸要素

①【B-1】「史跡の理解に有効な諸要素」

表 26 【B-1】「史跡の理解に有効な諸要素」の一覧

要素区分	要 素	概 要	写 真
【B-1】史跡の理解に有効な諸要素	①ガイダンス施設（仙台藩白老元陣屋資料館）	本史跡を詳しく紹介するガイダンス施設として、昭和 59(1984)年 10 月に開館した。武家屋敷をイメージした鉄筋コンクリート平屋建て床面積約 700 m <sup>2</sup> のテーマ博物館であり、平成 15(2003)年 6 月に博物館相当施設となった。	 仙台藩白老元陣屋資料館
	絵図面	元陣屋資料館が所蔵するNo.15『仙台藩白老陣屋之図』である。	
	②大手御門の立体展示	柱穴が検出された本史跡入口の大手御門を展示している。	
	③表御門の立体展示	柱穴が検出された表御門を内曲輪と外曲輪の境に展示している。	
	④太鼓橋の立体展示	内曲輪と外曲輪を画する堀割にアーチ状の橋梁を立体展示している。意匠はNo.15『仙台藩白老陣屋之図』に基づく。平成 28(2016)年、老朽化により橋桁の意匠を再整備した。	

要素区分	要素	概要	写真
B 1 史跡の理解に有効な諸要素	⑤御本陣の平面展示		 御本陣の平面展示
	⑥御勘定所の平面展示		 御勘定所の平面展示
	⑦兵糧蔵の平面展示	地下保存した内曲輪の各建物跡の上に盛土し、擬木と縁石により間取りを展示している。	 兵糧蔵の平面展示
	⑧御兵具蔵の平面展示		 御兵具蔵の平面展示
	⑨御馬屋の平面展示		 御馬屋の平面展示

要素区分	要 素	概 要	写 真
【B 1】史跡の理解に有効な諸要素	⑩二番長屋の平面展示		 二番長屋の平面展示
	⑪三番長屋の平面展示		 三番長屋の平面展示
	⑫四番長屋の平面展示	地下保存した外曲輪の各建物跡の上に盛土し、擬木と縁石により間取りを展示している。	 四番長屋の平面展示
	⑬五番長屋の平面展示		 五番長屋の平面展示
	⑭稽古屋の平面展示		 稽古屋の平面展示
	⑮1号井戸の平面展示	切り石により、井戸枠を平面展示している。	 1号井戸の平面展示

要素区分	要素	概要	写真
B 1 史跡の理解に有効な諸要素	⑯野草園	フシコウトカンベツと内曲輪西側の空間を利用し、本史跡に自生する高木10種139本及びミヤギノハギ168株を植栽した。	 野草園
	⑰三好監物歌碑	松浦武四郎の『東蝦夷日誌』（参考資料4コ）に紹介された三好監物作の短歌が刻まれている。三好監物と松浦武四郎の交友を伝える碑として、来訪者の案内に欠かせない要素となっている。	 三好監物歌碑
	⑱藩士植樹の赤松の後継樹	藩士植樹の赤松から培養した苗木を元陣屋資料館の前庭で育成している。材木育種センター北海道育種場へ末葉の培養を依頼し、平成23(2011)年に移植したものである。	 藩士植樹の赤松の後継樹
	⑲塩釜神社関連施設	西側舌状台地上に所在する塩釜神社の現社殿、鳥居、参道などの工作物であり、倒壊や損傷のたびに改修してきた。 麓と境内前の2ヵ所に鳥居があり、参道には金属製の手摺りを設けている。	 塩釜神社関連施設 (麓の鳥居と参道)
	⑳愛宕神社関連施設	東側舌状台地上に所在する愛宕神社の現社殿、鳥居、参道、案内標識などの工作物であり、倒壊や損傷のたびに近隣住民が改修してきた。 麓と境内の2ヵ所に鳥居が設置され、案内標識は麓の鳥居の横に設けてある。	 愛宕神社関連施設（参道）
	㉑フシコウトカンベツ跡	フシコウトカンベツの上流部は道央自動車道により分断され、土砂などの堆積や地形の変化により、流路が不明瞭となっている。	 フシコウトカンベツ跡

②【B－2】「史跡の保存・活用に有効な諸要素」

表 27 【B－2】「史跡の保存・活用に有効な諸要素」の一覧

要素区分	要 素	概 要	写 真
【B－2】 史跡の保存・活用に有効な諸要素	①史跡標柱	「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」に基づき設置した、史跡指定地であることを示す石製の標柱である。	 史跡標柱
	史跡境界標	「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」に基づき設置した、史跡指定地の境を示す標識である。	 史跡境界標
	②史跡説明板	虎口土壘の南側に設置しており、本史跡の概略を説明している。	 史跡説明板
	③散水栓	植栽樹木などへ散水する目的で、外曲輪中央部と内曲輪西側の平坦地の2カ所に設置している。	 散水栓（外曲輪）
	④さく井及び送水ポンプ	フシコウトカンベツの流水量を維持するため、平成5(1993)年の整備により設置している。	 さく井及び送水ポンプ

要素区分	要 素	概 要	写 真
B 2 史跡の保存・活用に有効な諸要素	⑤概要説明板	内曲輪と外曲輪の中央部に1基ずつ設置し、内外曲輪の機能や役割を説明している。	 概要説明板 (内曲輪)
	遺構名称板	大手御門などの立体展示や長屋跡などの平面展示した建物跡、焰消庫跡に1基ずつ設置している。	 遺構名称板 (1号井戸跡)
	⑥方向サイン	周遊路の分岐点、藩士の墓地の入口、愛宕神社へ至る路地の入口にそれぞれ設置した木製のサインである。	 方向サイン
	⑦遺構解説板	史跡指定地の3ヵ所に設置した石製の解説板である。	 遺構解説板 (愛宕神社)
	⑧史跡誘導看板	ガイダンス広場の南端に設置された縦長の看板である。	 史跡誘導看板
	⑨元陣屋資料館誘導看板	ウトカンベツ川左岸の河川敷に設置された縦長の看板である。	 元陣屋資料館誘導看板

要素区分	要 素	概 要	写 真
【B-2】史跡の保存・活用に有効な諸要素	⑩多目的広場入口看板	多目的広場の入口を示す看板である。	 多目的広場入口看板
	⑪案内板	本史跡の案内図であり、周遊路や各施設を彩色で図示している。ガイダンス広場と元陣屋資料館の脇にそれぞれ設置している。	 案内板 (元陣屋資料館の脇)
	⑫道路看板	多目的広場入口付近の公道に設置された看板である。	 道路看板
	⑬周遊路	本史跡内の移動に供する周遊路を設置している。外曲輪の南北を結ぶほか、フシコウトカンベツに沿った周遊路と元陣屋資料館から焰消庫跡を結ぶ周遊路がある。全て砂利が敷かれている。	 周遊路
	⑭人道橋（ア）	ガイダンス施設と焰消庫跡を結ぶ周遊路に設置した直橋である。昭和60(1985)年の環境整備事業により整備したが、橋桁の老朽化により、平成28(2016)年に改修工事を行った。	 人道橋（ア）
	⑮人道橋（イ）	フシコウトカンベツの上に設置した石製の橋梁である。	 人道橋（イ）

要素区分	要素	概要	写真
B 2 史跡の保存・活用に有効な諸要素	⑯人道橋（ウ）		 人道橋（ウ）
		フシコウトカンベツの上に設置した石製の橋梁である。	
	⑰人道橋（エ）		 人道橋（エ）
	⑯公衆トイレ	ガイダンス広場の東側に設置している。全てくみ取式であるが、身障者用に備えた個室1カ所を水洗化している。配電されておらず、夜間と冬季は閉鎖している。	 公衆トイレ
	⑯東屋	塩釜神社の麓に設置している。東屋内にはベンチとテーブルを備え付けている。	 東屋
	⑯ベンチ	フシコウトカンベツ沿いの周遊路に3カ所、塩釜神社の境内と愛宕神社への参道の途中にそれぞれ1カ所ずつ設置している。	 ベンチ
	⑯水飲み場	ガイダンス広場と多目的広場に1カ所ずつ設置している。	 水飲み場 (ガイダンス広場)

要素区分	要 素	概 要	写 真
【B-2】史跡の保存・活用に有効な諸要素	㉒ガイダンス広場	曲輪の南側に整備され、入口は町道桜ヶ丘通に接している。	
	㉓多目的広場	元陣屋資料館の北側に整備され、入口は町道陣屋線に接している。	

### ③【B-3】「その他の諸要素」

表 28 【B-3】「その他の諸要素」の一覧

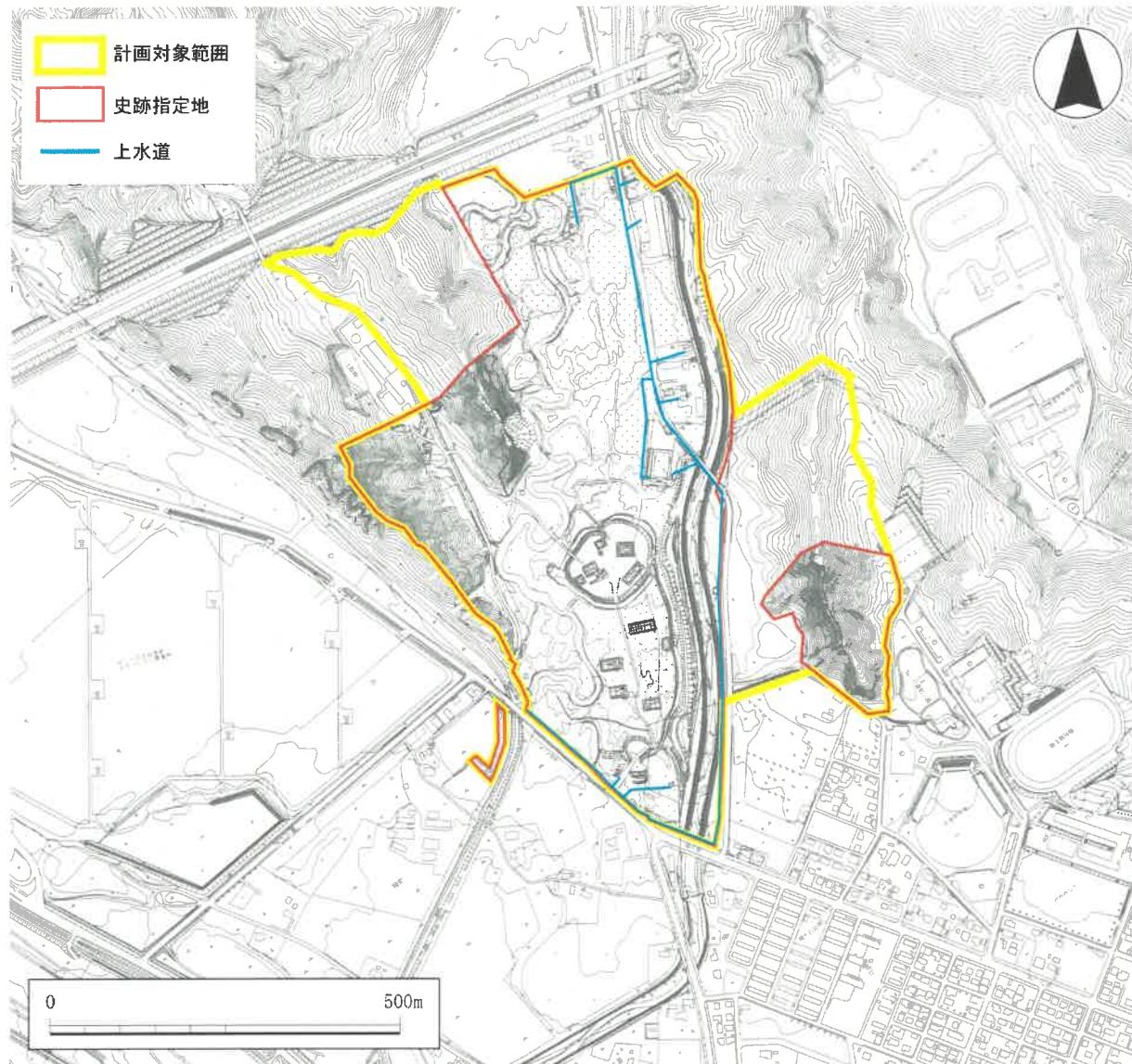
要素分類	要 素	概 要	写 真
【B-3】その他の諸要素	整備樹木 記念植樹樹木	第1次環境整備事業において植樹したエゾヤマザクラやイチイ、町内の団体が記念事業として植えたアカエゾマツなどである。本史跡に関わりのある樹種と、関係ない樹種が混在している。	
			
	①イオル事業の植栽植物と説明板	平成18(2006)年度よりフシコウトカンベツの北西部において継続している、アイヌ民族の有用植物の植栽事業と各植物の用途などを記した説明板である。	

要素区分	要 素	概 要	写 真
B — 3 — その他の諸要素	②モニュメント	平成元(1989)年に町民団体から寄贈された、彫刻家・國松明日香作の鉄製モニュメントで、元陣屋資料館前庭に設置されている。	 モニュメント
	③作業物置	本史跡の日常的な維持管理を行う作業物置などの管理用施設3棟を元陣屋資料館北東の草地に仮設している。	 作業物置
	④塩釜神社麓の土俵跡	塩釜神社の例大祭で催されていた相撲大会の土俵跡である。もともと境内にあつたが、土砂崩れが発生して以降は現在地に移された。	 塩釜神社麓の土俵跡
	⑤塩釜神社麓の石灯籠	昭和43(1968)年、本史跡の隣接地に居住し、代々保全活動に尽力してきた個人の発議により、塩釜神社の参道に設置された。	 塩釜神社麓の石灯籠
	⑥ウトカンベツ川	準用河川であり、本史跡の東部を北から南へ縦貫している。下流の洪水対策のため、昭和57(1982)年に改修工事が行われ、現在は本史跡の東側を流れている。	 ウトカンベツ川

要素区分	要素	概要	写真
B — 3 その他の諸要素	⑦公衆道路及び付属物	史跡指定地の東側を南北に貫く町道陣屋線である。付属物に橋梁2基、反射板、電柱及び電線がある。	 <p>陣屋橋</p>
	⑧私道	史跡指定地の西側にある民家及び牧場へ続く砂利道である。	 <p>反射板</p>
	水道施設	計画対象範囲内に点在する民家及び元陣屋資料館へ送水するための施設である。なお、計画対象範囲には下水道は整備されていないが、各建物の近くに設置した浄化槽で処理している。	 <p>私道</p>
	⑨農業水路	農地への土砂流入を防ぐために造られたコンクリート製の枠形水路である。本史跡西側の民有地との境に設置されている。	 <p>農業水路</p>

図49「計画対象範囲の水道施設の分布図」で図示

要素区分	要素	概要	写真
B - 3 【 その他の諸要素	⑩石橋	史跡指定地に隣接する地区の水田へ導水していた水路の名残で、元陣屋資料館の北西部にアーチ状の石橋が残る。	 石橋
	⑪用水枡	史跡指定地に隣接する地区の水田へ導水していた水路の名残で、元陣屋資料館の南面に用水枡が残る。	 用水枡
	⑫高圧送電線及び鉄塔	北海道電力株式会社の高圧送電線及び鉄塔である。鉄塔は史跡指定地内に3基、指定地外の計画対象範囲に1基設置されている。	 高圧送電線及び鉄塔
	⑬民家		 民家
	⑭整備工場	史跡指定地には民家が4軒と整備工場が1軒、牧場が3ヵ所ある。	
	⑮牧場		



1. この図面は、白老町の水道施設を管理するための図面であり、水道施設を利用しようとする目的以外での使用及び複写等の使用を禁止する。
2. 現況図に関しては、航空写真等からの図化のため地籍を求める等の使用はできません。

図 49 計画対象範囲の水道施設の分布図